

第十二部

第一回 参議院 鈹工業委員会 會議錄 第十四号

(四三)

公 聴 会

昭和二十二年十月十八日(土曜日)
午前十時二十四分開会

本日の会議に付した事件

○臨時石炭鈹業管理法案

○委員長(稲垣平太郎君) これより前

会に引続き公聴会を開催いたします。
前回は石炭鈹業界の経営者の方々と並び

に労組の方々の御意見を拝聴いたした

のであります。今日は学識経験者

の方々と並びに一般お申込の公聴人の方

方のお話を承ることに相成つておるの

であります。前会に申上げましたよう

に、本日議題になつております臨時

石炭鈹業管理法案につきましては、石

炭の増産が経済復興、民生安定のため

に不可欠のものであります。これに

對して政府といたしましては、その緊

急措置として本法案を提出せられたと

いうことでもあります。従つて本法案は

石炭増産の緊急措置として果して適当

なるや否やということをお委員会と

いたしましては審議いたしておる次第

であります。皆様方の御経験によ

るお話、又一般の側から御覧になりま

したお話を拝聴いたしまして、我々の

審査の尊い資料といたして存する

次第であります。何卒そのお含みにて

であります。

それではこれより公聴会に入りま

す。先ず第一には東京帝國大学教授、

工学博士、佐野秀之助君にお話を伺

たいと存じます。

○公聴人(佐野秀之助君) 簡単に考え

ておりますところを申述べます。炭

鈹國営或いは國管ということは、実例

もあることであります。イギリスで

は昨年炭鈹國有化が実施されると

いうことに相成つております。又

ずつと前からドイツ、オランダ、オ

ストリ、ハンガリー、チェコなどの

諸國にも國營の炭鈹がありまして、或

いは資金の國家負担とか、或いは模範

炭鈹としての技術経営指導とか、それ

ぞれの目的に應じております。我が

國の炭鈹は炭層又炭層共に貧弱であり

まして、今後坑内は段々深くなつて参

ります。又、又島國であります關係

から海の下に相当の炭田が存在して

る。この海の下の採炭区域が段々延び

て来る、保安の上からもいろいろ困難

を増して参りますので、天然條件だ

けから考えましても、民間経営が段々

困難になつて来るという傾向が強い

のであります。將來とも何らかの形で

まするならば、敢て國家管理を行うに

異議はありませぬ。併し今回の臨時石

炭鈹業管理法案につきましては、この

原案の通りの実施によりまして、確實

に増産増進による石炭増産ができる

と、そう断言する結論には私は達し得

ないのであります。この原案には重要

なことで明記されない不明な点があり

ます。又記載されておることにも

考究を要する点が少なくないと思えま

す。例えば技術の点から考えまして

も、増産に重要な炭鈹技術、即ち増産

と申しましては技術の正道、技術の正

しい道による増産でなければならな

いので、例えば保安炭柱を拂うような

後は野となれ山となれというような増

産は決して國を救うものではないので

あります。技術の正道によつて將來の

出炭を確保するという増産でなければ

ならんと思えます。石炭は動植物と違

つて、一度掘れば再び生じないもので、

繁殖の道のないものであります。か

ら、採掘法が不適当であるために石炭

を残りなく取ることができないで、相

当量の石炭が徒らに地中に捨て去られ

るというようにならなければ、大切な

地下資源を腐滅するもので、許されな

て坑内が水没するというなどの危険の

防止のためには、坑内保安の万全を期

さなければならぬのであります。そ

れらのためには技術的の長期計画が立

てられること、即ち國に國是があるよ

うに、炭山には山が立てられること

が是非必要であります。又炭層状態、

坑内状態は炭層毎に異なつておりま

す。決して一様ではないのであります

から、それに應じて各炭層毎にそれ

ぞれ適當な技術、獨り採掘の技術のみ

ならず、それに伴つて必要な機械、電

氣、土木などの技術が結集されまし

て、適當な採掘を坑内の機械、施設の

科学化によらなければ、十分の増産を

挙げ得ないのであります。かく技術の

正しき道による、正道による増産でな

ければならぬためには、技術の力を

十分に發揮し得る太い筋金管理法案

に入らなければならぬと思われので

あります。原案には一言も技術の發

展、又技術者について触れておりま

せん。又山はたる技術の長期計画につ

ては、原案では一年以内の事業計画に

終始いたしまして、長期技術計画の確

立が保証されておられません。かく挙

げ得ますように、技術の点だけから

産のための管理案といたしましては、

必ずしも原案のごときものに限るとは

考えられませぬ。例えば原案は炭鈹を

單位とする管理でありまして、横割の

管理案とも言えるのであります。そ

れに對しまして増産に緊要な重大事項

を單位とする事項別管理、即ち縦割管

理案とも言ふものを考えられるのでは

なからうか、GHQから示されておる

六項目、あとの各項目につきまして、

管理に至るまでもなく解決する項目は

よろしいが、必要ならば管理にまで至

り得るといふ事項別管理案、これなら

ば各事項毎に管理の方法につきまして

も、又管理の年数につきまして、そ

れぞれ最も適當な手段を採り得る有効

なのではなからうかと考えられま

す。これらを利益代表でない權威ある

石炭鈹業専門家の委員会におきまし

て、管理案は更に十分に研究されんこ

とを希望いたします。

以上であります。要するに繰返し

ますれば、私といたしましては原案の

ままでは不賛成である。併し必要な管

理を適切に行うということには異議は

ないのであります。管理について

は更に十分の研究を希望する。そうい

が……

○委員長(稲垣平太郎君) 次に元商

工事務官、元代議士の伊藤榮一さん

にお話を伺いたいと思ひます。

○公聴人(伊藤榮一君) 只今紹介を受

けました伊藤でございます。本論に入

る前に一言申述べて置きたいと思ひま

すことは、一昨日の十六日に本委員会

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

の傍聴席で傍聴いたしておりますと、このように紙片を渡されました。そこに組合側推薦としまして、私の名前とそれから職業に元商工事務官、元代議士、社、社というのには社会党の意味でしようが書いてあります。商工事務官であつたことは間違いないと思います。私は代議士になつたこともございせんし、社会党に所属したこともございせん。それから労働組合に關係したこともございせんが、これを申しますのは、私がこれから申述べようとする点について、こういうことのために結論を予期されることは甚だ不愉快であります。ここに出て来る前に私はずつと病氣で寝込んでおつた。俄かに電報と連達を受けておりますし、私の経歴は商工事務官、軍需監理官、会社員でありまして、むしろ組合が私を推薦されたというところに不思議を感じてゐるのであります。皆さんの誤解を受けると悪いと思ひますから、一言申し上げます。

それでは本論に入ります。私は本案に賛成いたします。併し本案が最上のものと思つてはおりません。それでこの現在の敗戦日本といふこと、これは余りイデオロギー論に囚われずとしまふと、いふまでもなく、このいふものは如何にして招來したかといふことを一應考へて見る必要があつたと思ひます。そうしますと、日本の資本主義といふものは、明治維新からこつちに駆け足で、政府、軍閥といふものとの妥協によりまして、まあ曲りなりにも進展して行つた。それをこゝれは欧米のようなすつきりした資本主義でなく、妥協封建的に色づつて

てゐるという姿で段々進んで行きました。日清戦争それから日露戦争、第一次世界大戦、さういふふうな段々日本の資本主義は曲りなりにも発展して行きました。さうして結局形は少しおかしいのでございしますが、高度の何と申しますか、統制と申しますか、發展した段階に到達して、その結果としまして帝國主義戦争を起した。さうして今日の事態に立至つた。さういふことを考へて見ますと、もう日本の資本主義といふものはその実力をテストしてゐるというふうな考えられます。さういふ立場に立つて考えますと、戦後の日本の経済の復興といふものは、これは社会主義によらなければ方法はないといふふうな考へるわけでありまして。さういふことはさういふ立場に立ちまして、石炭初めその他の重要産業を國管に移すといふことが私は第一に賛成であります。併しここでイデオロギー論を繰返してもどうにもなりませんのでこの程度にいたします。

それから第二に私はもう一つ國有國營論を持つております。それはイデオロギー的な立場でなしに、例えば日本でも鉄道或いは逓信の事業はもう數十年の昔から國有になつておるわけでありまして。これは資本主義経済の初期の段階に社会主義経済に移る困難にある段階におきまして、さういふ事業といふものは、これは國家の保護助成といふものは強力な要素にならねば一般の發展は遂げにくいのではないかといふふうな考へるのでございします。特に日本の石炭業は御存知のように非常に豊富なものではございせん。九州の一部とそれから北海道にございまして、それも極めて限られております。それ

から炭層その他の埋藏量も米國見たようによいものではないのであります。これをただ資本家に任せて無秩序に放つておくといふことはどうかと思ひます。

それから第二番目にこの石炭業は非常に危険が大でございします。特に日本の石炭業の危険の大きさは実に驚くべきものでございします。十万吨の出炭について二人以上の死亡者を出す。これは前商工省におられました山口六平さんが岩波書店から出された山口六平科学でも一編出しました。終戦後はそれ以上上昇してゐると思ひます。それに數倍する死傷がございします。私が炭鉱の統計、最近のはございせんが、その記憶を申しますと、大体延べでございしますが、一人一日半ぐらい、或いはどうかすると二日ぐらい怪我しておられます。さういふふうな危険の程度が大きい。それから坑内は御承知の通りに通風も採光もよくありません。又そこに働く労働者といふものは非常に健康を害するわけでございします。それで死傷病の状況は他の工場、或いは事業場に働く者に數倍しております。私今ここに詳細な統計を持つておりませんが、いろいろ年鑑その他を御覧になれば全く事實でありまして、さういふものをただ殆んど資本家の自由になつておいて放つて宜いのか、頼れるところは利潤追求のために適当なところだけ掘つて、後は放つたらかして、而も怪我人は沢山出す。住宅の方を考えますと、皆さん御承知のように炭鉱ではどこでも納屋と申します。社宅といふものは殆んど聞きません。どうかすると労働課長をしておる人でも納屋と申してお

るようでございします。これは如何なることを表してゐるかといひますと、納屋といふものは御承知のように馬や牛が寝る所でございします。それだけの貧弱な設備しかないでございします。これは如何なる理由に基くか、他にも理由はございしますが、結局資本家の利潤追求に至難なために、さういふ点まで及ばないといふことではございします。それから資本家攻撃になると思ひますが、それでは資本家の方は巨大な住宅に住んでおる人が多いのであります。私或る席上で炭鉱の事務長に聴きました。大きい山であります。占領軍の方が九州の町をあつちこつち來られた。ところがその炭鉱の経営者の家に行つてみて、その立派なる驚いたといふことをはつきり申しております。かくのごとく石炭産業を資本家の自由に任せますと十分な採炭もできない。それから労働者の健康その他に非常に悪いといふような極めて大きな弊害があります。又これに関連しますいろいろな弊害がございしますが、イデオロギー的なものじやなくして、これは資本主義経済が盛んであるといふ時代におきまして、これは交通とか通信と同じように一應切離しまして、國家經營、國有國營といふものをやりまして、大所高所から運営して行くといふことが適当じやないかといふふうな思ひのでございします。またその点で論じたい点がございしますが、時間もございせんのでその辺で止めます。

それから臨時石炭炭業管理法について、これからこの本文について触れて行きますと、私十六日の傍聴しかりしておりますので、以前のことは分りませんが、経営権を否認されると

いうことで大變氣にされております。この点が一つでございします。それから官儀が進出して、戦時の軍需省の軍需監理官みたいなことになりはせんかと思ひます。私も軍需監理官をやつておつたのでございしますが、從來通りで結構だ、それを力強くやつて行けばいい。炭が出ないといふのは資材が足らんからだ、いわゆるイデオロギーだ。こんなつまらん臨時石炭炭業管理法なんかやる必要はないといふようなこと。それから労働者がこの経営に參加してゐても、その能力といふものが十分であるかどうかといふことも疑われておる、心配だといふような点があつたように思ひます。それでさういふ点についてちよつと触れて参りたいと思ひます。経営者が経営権のことを氣にしますのは、これは勿論と思ひますが、併し私は法律の専門家でもありませんけれども、経営権の、或いは權利の概念といふものは、さう何と固定したものでないといふふうには私は考へております。やはりその時代の、或はその社会のそのとき々に對して適當にその範圍といふものが解釈せらるべきものでないかといふふうな解釈しております。

それから大きな國家的な高い目的を追求する場合に、つまり石炭産業が大きな公共性を帯びておる、さういふ場合に、その経営権といふものが從來の概念から多少狭くなりまして、これは止むを得ないものでないかといふふうな考へます。

それからもう一つは、ずつと長くこれで行くといふふうには書いておらんようでございします。六十九條では、有効期間は三年とするといふようなこと

義でなく、妥協封鎖的に色づつければ

それも極めて限られております。それ

課長をしておる人でも納屋と申してお

ませんですが、経営権を否認されると

効期間は三年とするというようなこと

を掲げております。これを以て経営権の否認という事は、これは余り古い頭に囚われた考え方ではないかというふうに思つておるわけでございます。

それから官僚の進出という事を申されます。それで古い官僚の方が、やはりこういう石炭炭業管理法というようなもの名において大量に進出しますれば、それは私は当然反対であります。併し法案の内容をよく検討しますと、主眼というものは官僚にあるのではない。いわゆる全管と言いますか、地管と言いますか、皆そういうものに絡ることになつておるといふことが一つ。それから若しその官僚が権限が何処から出ると申しますと、民間人から出すという規定が大体あるようにございまして。そういうふうには局長、或いは局長というものがおりまして従来の官僚のように發揮できない。全管や地管に絡つてこれをやらなければならぬ。これが一つ官僚の進出という事が抑えられるわけであります。

第二番目には、従来のいわゆる職業的な官吏というものを却ける意味において、半分以上は云々という規定がどこかにあつたようにございまして。それから石炭局長というものは、これは本文にはないけれども、大体民間人を登用するといふことです。そうすると、民間人というものは官僚と考へ方が非常に違ひます。官僚的な色彩が非常に薄いといふことが一つ、それから局長となりまは、恐らく今石炭炭業に従事しておる各会社の社員だろうと思ひます。こういう人が大量に入りまはした場合に、その官僚の従来の氣質をそのまま維持するかどうか、私はそこには非

常な変化があるのではないかと思ひます。それは軍需監理官時代のことはどうかと言ひますと、私軍需監理官をやつておりました。九州でやつておりました。その実態をここに御参考までに申上げます。民間から或いは四五名しかなつておりません。この官僚の人の何時もやることでございまして、こういう名前を以ていろいろ官吏を増員します。民間人から採つて実際に民間人を十分に重視しない。従来のいろいろ属とか、或は技手の人を前の高等官の二級に抜擢するために、そういうふうなものを使つておる。それから重要なポストを殆んどこの従来の官僚人が取つてしまふ。中に入つていつても非常な仕事がありまして、眞面目にやろうと思つても、なか／＼やりにくいと。それを無理をしても二三の人がやつたわけでありまして、くさつてしまふ。ところが今度は違ひまして、民間人が大量に入るわけにございまして。その場合の局長といふものは、官廳のリーダー・シップといふものはむしろ民間人の手に落ちるだらうと思ひます。局長が民間人、局長も大量に民間人でありまは、それから石炭局長の選任といふものは、非常に困難であるといふことを申しますが、私は現在の官吏に比べまはれば、石炭炭業界には人材は非常に多いのであります。それから若し見付かりまはしても、これが非常に運営上困る。非常に苦勞するといふことを言ひまはしますが、これは今までの現状でありまして、これは相当の実力がある人が出られれば、そう困難なくして、困難はありませうが、堪えられるものでないかと思ひます。何故かと申しま

すと、石炭局長一人で仕事をやるのではありませぬ。そこには民間から多数のエキスパートが抜擢されて、これをカバーします。或いはバックします。それからこれは経営のことに戻ります。生産協議会が経営権の一つの中心問題となると思ひます。この場合の生産協議会の構成、これは指定炭鉱毎に炭鉱管理者はおりますが、この炭鉱管理者といふものは、御承知のように企業の経営者がこれは任命するものでございまして。その炭鉱管理者が生産協議会の業務委員と言ひますか、これを選定するのでございまして。その業務委員と、それから労働委員といふものの両方で話合の上でやるといふことになつております。それでもどうもこの業務委員といふものは資本家側の方ではなくて工合が悪いといふふうな心配をされると、これはもう切りのないことで止むを得ないといふふうに私は思ひます。そういうふうな心配して行けば、それでは今度は炭鉱の管理者も経営者が東京を離れて山におれば、又労働者が付いて心配であるといふふうになりまはすし、これは切りがありません。この場合に決議機関であるかどうかといふことを昨日も委員の方からも突込まれましたが、これは議を経るといふことになつております。どうもその点はつきりせんと思ひますけれども、諮問機関よりもやはり強いもの、決議機関に近いものじやないかといふふうに私は考へております。この場合も、資本家は積極的に、産業に労働者がこの面倒臭いものに参加して、もうして生産の増強をはからうといふことでございまして、これは非常な労働意欲が向上されておる。又この結果におい

て向上します。これを機度小にして容れんといふことは余り大人数ないのではないかといふふうにも考えられるのでございまして。まだそういう点につきまはして、いろいろ申したいことがございまして、他の点に移ります。

十六日に私ここで傍聴しております。大抵今の労働者側の方の主張も決議機関という問題が一つと、それから全炭鉱を管理の対象にすることはどうかといふことがありまして、私は決議機関であるといふことが非常に大事であるんじやないかと思ひます。なぜかと申しますと、決議機関であれば労働者は自分たちがそれに入つて決議したのだといふので非常に大きな責任を感じる。責任を感じるという事は、實際の労働には非常に大きな影響を與えるといふふうにも考へております。それから全炭鉱を管理してございまして、全炭鉱を管理いたしませんと、或いは重点的に大炭鉱その他を管理いたしますと、一番経営の面において、我々が申上げては失礼かも知れませんが、中小炭鉱の経営に私は非常に疑問を持つております。本当に帳簿を明るに不出るかどうか。これは沢山の坑夫の人もそういうふうな思つております。私炭鉱地帯に住んでおりますが、一般にそういう地帯の人もそういうふうな思つております。私は炭鉱地帯に住んでおるので、中小炭鉱の経営者の生活といふものは目に見えるように分ります。これは甚だ遺憾ではあります。この生活は非常に眞面目さを欠いておる。これは甚だ若い人には済まない話でございまして、地方々々によつて違

ひますが、大抵要を三人くらい持つておる。多い人は十人くらい置いておる。それから住宅とか、そういう人が買つた家を見ましても非常に立派なものです。我々から見ると、あゝ、資材がどうして使われるだらうかといふふうな思われるのです。セメントとかその他の資材が十分に使つてあります。結局資材なんかこれは抜けておはせんか、私は事実を擧げておるのではありませんが、そういうふうな思われます。そういうことで眞面目な経営或いは勤勞意欲を向上して、國家の再建の産業をどうしようといふことは、これはむづかしいのであります。

やはりこれは全炭鉱を管理の対象にいたしまして、そこで労資が本當に肚を割つてやるといふことが必要だらうといふふうにも考へるわけでございまして。それでこの資本家の人の言われるものは、大体減産になるといふことを申しますが、この規定を全部読みますと、いろいろ今述べました問題外のこの石炭増産の強化のような規定が沢山ございまして。例えば第十三條に「特に必要があるを認めるときは、石炭局長官は、全炭炭管理委員会に、石炭局長は、地方炭炭管理委員会に諮つて、炭炭の事業主に対し、その所有する設備又は資材を他の炭炭の事業主に譲渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることができ、それから第五節の條、このようにうな強硬な命令規定がありまはす。それから第四章の第四十三條、これにも「主務大臣は、特に必要があるを認めるときは、石炭の生産に要する物資の生産又は販賣の事業を営む者に対して、その所有する物資

を向上します。これを機度小にして容れんといふことは余り大人数ないのではないかといふふうにも考えられるのでございまして。まだそういう点につきまはして、いろいろ申したいことがございまして、他の点に移ります。

十六日に私ここで傍聴しております。大抵今の労働者側の方の主張も決議機関という問題が一つと、それから全炭鉱を管理の対象にすることはどうかといふことがありまして、私は決議機関であるといふことが非常に大事であるんじやないかと思ひます。なぜかと申しますと、決議機関であれば労働者は自分たちがそれに入つて決議したのだといふので非常に大きな責任を感じる。責任を感じるという事は、實際の労働には非常に大きな影響を與えるといふふうにも考へております。それから全炭鉱を管理してございまして、全炭鉱を管理いたしませんと、或いは重点的に大炭鉱その他を管理いたしますと、一番経営の面において、我々が申上げては失礼かも知れませんが、中小炭鉱の経営に私は非常に疑問を持つております。本当に帳簿を明るに不出るかどうか。これは沢山の坑夫の人もそういうふうな思つております。私炭鉱地帯に住んでおりますが、一般にそういう地帯の人もそういうふうな思つております。私は炭鉱地帯に住んでおるので、中小炭鉱の経営者の生活といふものは目に見えるように分ります。これは甚だ遺憾ではあります。この生活は非常に眞面目さを欠いておる。これは甚だ若い人には済まない話でございまして、地方々々によつて違

ひますが、大抵要を三人くらい持つておる。多い人は十人くらい置いておる。それから住宅とか、そういう人が買つた家を見ましても非常に立派なものです。我々から見ると、あゝ、資材がどうして使われるだらうかといふふうな思われるのです。セメントとかその他の資材が十分に使つてあります。結局資材なんかこれは抜けておはせんか、私は事実を擧げておるのではありませんが、そういうふうな思われます。そういうことで眞面目な経営或いは勤勞意欲を向上して、國家の再建の産業をどうしようといふことは、これはむづかしいのであります。

やはりこれは全炭鉱を管理の対象にいたしまして、そこで労資が本當に肚を割つてやるといふことが必要だらうといふふうにも考へるわけでございまして。それでこの資本家の人の言われるものは、大体減産になるといふことを申しますが、この規定を全部読みますと、いろいろ今述べました問題外のこの石炭増産の強化のような規定が沢山ございまして。例えば第十三條に「特に必要があるを認めるときは、石炭局長官は、全炭炭管理委員会に、石炭局長は、地方炭炭管理委員会に諮つて、炭炭の事業主に対し、その所有する設備又は資材を他の炭炭の事業主に譲渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることができ、それから第五節の條、このようにうな強硬な命令規定がありまはす。それから第四章の第四十三條、これにも「主務大臣は、特に必要があるを認めるときは、石炭の生産に要する物資の生産又は販賣の事業を営む者に対して、その所有する物資

を向上します。これを機度小にして容れんといふことは余り大人数ないのではないかといふふうにも考えられるのでございまして。まだそういう点につきまはして、いろいろ申したいことがございまして、他の点に移ります。

十六日に私ここで傍聴しております。大抵今の労働者側の方の主張も決議機関という問題が一つと、それから全炭鉱を管理の対象にすることはどうかといふことがありまして、私は決議機関であるといふことが非常に大事であるんじやないかと思ひます。なぜかと申しますと、決議機関であれば労働者は自分たちがそれに入つて決議したのだといふので非常に大きな責任を感じる。責任を感じるという事は、實際の労働には非常に大きな影響を與えるといふふうにも考へております。それから全炭鉱を管理してございまして、全炭鉱を管理いたしませんと、或いは重点的に大炭鉱その他を管理いたしますと、一番経営の面において、我々が申上げては失礼かも知れませんが、中小炭鉱の経営に私は非常に疑問を持つております。本当に帳簿を明るに不出るかどうか。これは沢山の坑夫の人もそういうふうな思つております。私炭鉱地帯に住んでおりますが、一般にそういう地帯の人もそういうふうな思つております。私は炭鉱地帯に住んでおるので、中小炭鉱の経営者の生活といふものは目に見えるように分ります。これは甚だ遺憾ではあります。この生活は非常に眞面目さを欠いておる。これは甚だ若い人には済まない話でございまして、地方々々によつて違

ひますが、大抵要を三人くらい持つておる。多い人は十人くらい置いておる。それから住宅とか、そういう人が買つた家を見ましても非常に立派なものです。我々から見ると、あゝ、資材がどうして使われるだらうかといふふうな思われるのです。セメントとかその他の資材が十分に使つてあります。結局資材なんかこれは抜けておはせんか、私は事実を擧げておるのではありませんが、そういうふうな思われます。そういうことで眞面目な経営或いは勤勞意欲を向上して、國家の再建の産業をどうしようといふことは、これはむづかしいのであります。

やはりこれは全炭鉱を管理の対象にいたしまして、そこで労資が本當に肚を割つてやるといふことが必要だらうといふふうにも考へるわけでございまして。それでこの資本家の人の言われるものは、大体減産になるといふことを申しますが、この規定を全部読みますと、いろいろ今述べました問題外のこの石炭増産の強化のような規定が沢山ございまして。例えば第十三條に「特に必要があるを認めるときは、石炭局長官は、全炭炭管理委員会に、石炭局長は、地方炭炭管理委員会に諮つて、炭炭の事業主に対し、その所有する設備又は資材を他の炭炭の事業主に譲渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることができ、それから第五節の條、このようにうな強硬な命令規定がありまはす。それから第四章の第四十三條、これにも「主務大臣は、特に必要があるを認めるときは、石炭の生産に要する物資の生産又は販賣の事業を営む者に対して、その所有する物資

を向上します。これを機度小にして容れんといふことは余り大人数ないのではないかといふふうにも考えられるのでございまして。まだそういう点につきまはして、いろいろ申したいことがございまして、他の点に移ります。

十六日に私ここで傍聴しております。大抵今の労働者側の方の主張も決議機関という問題が一つと、それから全炭鉱を管理の対象にすることはどうかといふことがありまして、私は決議機関であるといふことが非常に大事であるんじやないかと思ひます。なぜかと申しますと、決議機関であれば労働者は自分たちがそれに入つて決議したのだといふので非常に大きな責任を感じる。責任を感じるという事は、實際の労働には非常に大きな影響を與えるといふふうにも考へております。それから全炭鉱を管理してございまして、全炭鉱を管理いたしませんと、或いは重点的に大炭鉱その他を管理いたしますと、一番経営の面において、我々が申上げては失礼かも知れませんが、中小炭鉱の経営に私は非常に疑問を持つております。本当に帳簿を明るに不出るかどうか。これは沢山の坑夫の人もそういうふうな思つております。私炭鉱地帯に住んでおりますが、一般にそういう地帯の人もそういうふうな思つております。私は炭鉱地帯に住んでおるので、中小炭鉱の経営者の生活といふものは目に見えるように分ります。これは甚だ遺憾ではあります。この生活は非常に眞面目さを欠いておる。これは甚だ若い人には済まない話でございまして、地方々々によつて違

聞いたことと違います。それでこのお伺いいたします。

家目的を達成するためには、政府の國

に仕事をやらなければならぬというこ
とが國家國民の合言葉のようにまでな
つておりましたのが、いつとはなしに、
その熱が冷めまして、今國の國家管理
案なるものは、全産業復興の基礎でな
ければならぬ炭鉱経営の形に對して
政府が率先して非科學的の施策を第
一に實施しようとするものであると
断ぜざるを得ないのであります。政府
において眞剣に炭鉱の復興を企圖せら
れるならば、先ず炭鉱技術者の手腕を
認め、これを尊重し、科學的の見地に立
つてすべての施策を強力に推進して貰
わなければならぬと思つてございま
す。御承知のように第一次大戦後の不
況は正の末期から昭和の初頭を頂点
として甚だしいものがございまし
たが、その間の炭鉱人、特に炭鉱技術
者の苦心と努力は誠に涙ぐましいもの
がございまして、當時私もその間に伍
して、炭鉱技術の向上發展に微力
を捧げた一人でございまして、その結
果炭鉱技術は世界水準に達し、或いは
これを凌駕し、一人一ヶ月の出炭量
は、九州の主要炭鉱において昭和四年
の十二トンから九年には二十四トンと
なり、北海道では三十五トンにまで達
したのでございまして、現在の六トンに
も達しない能率と比べて、誠に感
慨深いものがあるでございまして、こ
れは現在の我が國炭鉱技術者に手腕が
ないのでは決してございせん。往年
の経験技術者が今日炭鉱経営の面に向
角の手腕が振えないような環境に置か
れておるためでございまして、政府は今
こそ炭鉱技術者の特徴を十分に活用す
るために、経済面と労働面に適正強力
なる施策を推進し、國家目的達成に邁
進すべきの時であるでございまして、
徒らに無益のイデオロギーから出
発した機構をいじり廻して、経験者の
仕事意欲を減殺し、煩雜な手数のため
にこの上會議を跳らしてその活動を制
約するような國家管理は、止めて貰
いたいと企圖するものでございまして、
第六に、國家管理案施行の結果につ
いてでございまして、以上のようにこ
の國家管理案は、炭鉱経営の特異性に
對しまして、認識と経験の少い官僚
に、法律を楯にした獨善、獨裁政治を
強行せんとする無益のイデオロギー
から出発したものでありまして、増産
に對し眞に有効な、経営の民主化とは
決して思われません。事業経営に對す
る官僚の手腕は國民のすでに苦い経験
をしたところであることは、委員各位
御承知の通りでございまして、不幸に
して本案が議會を通過し、實施される
ようなことにでもなりましたら、これ
は我が國全産業破滅の魁となり、軍閥
亡國の後を承けまして、更に官僚亡國
の基となるであります。私共はこの
際國家再建のためにその防波堤とな
らねばならぬと確信する者でございま
す。

最後に、國家管理案に代る増産對策
につきまして、前に述べましたよう
に、地上の他産業に比べて顯著な特異
性を持った炭鉱経営を正常化し、長期
計画を含んだ眞の増産對策は何である
かと申しますれば、炭鉱経営に十分の
認識と経験のある練達の実務家を信頼
して、その手腕を最大限度に振るわす
よう、政府において有効適切な諸政策
を推進して頂く以外に妙案はないと思
います。その有効適切な諸政策の政策と
は、去る九月二十七日新聞紙上に発表

らの結果から生じて参ります諸々の会
議、その他のために忙殺されて、
肉体的にも精神的にも全く余裕がなく
て、みづから現場を見て適切な増産對
策を立てることができない現状でござ
います。つまり折角練達の技術者を國
家は持ちながら、それに手腕を振らせ
る余地を與えていないというのが現状
でございまして、資金、資材の問題と勞
務の問題に對する政府の施策は當を得
ずして生産を阻んでおると断ぜざるを
得ないのでございまして、政府として打
つべき手を打たずに出炭不振の責任を
生産者側のみ押し付けまして、これ
では駄目だから國管をやらねばならん
と言われるところに根本の誤があるの
ではないかと思ひます。

第三に炭鉱経営の特異性についてで
ございまして、炭鉱の経営は地上の他の
産業に比べて、全面的に非常な特
異性を持つておるのでございまして、
その中最も顯著な七項目を挙げて見ま
すると、長期に對する計画が必要であ
ること、現場が絶えず移動して行くこ
と、現場は常に自然條件に支配されて
おること、保安に對する万全の措置が
必要であること、リスクが非常に多い
こと、現場作業が暗黒界の仕事であり
ますこと、肉体的労働の面が著しく
多いことなどございまして、長期計
画の必要なこと、現場の移動が非常に
多いこと、自然條件に支配されること
及びリスクの多いこと、この五つの点
は炭鉱経営に對する特異性の核心であ
り、同時に業務計画上の核心でありま
すが、その万全を期するには、数十年
の炭鉱経験を練達した者でさえも、
尙且なみくならん苦心と不斷の努力

が必要でありますのに、炭鉱認識と経
験に乏しいお役人から強いられた人事
と業務計画によつては計画によつては
目的の達成は絶対にできないと思つて
ございまして、
第四に國家管理案の正体について
新聞紙上で拜見いたしますと、國家管
理案提出の理由として、商工大臣は
國家管理案は炭鉱に對し特定のイデオ
ロギーを押し付けようとするのではな
い。全く当面の石炭増産を目的とする
のである。又資金、資材等を他の産業
の犠牲に對して炭鉱に與えるのであ
るから、炭鉱は政府の責任において管
理せなければならぬと説かれ、又総理
大臣は今回の管理法は政府、業者、勞
働者が三位一体となつて増産すること
が目的であり、非常増産對策の實施成
績如何に拘らず、管理は必要である
と聲明されております。一方において國
管は当面の増産對策であると言ひなが
ら、他面では増産對策の實施とは別も
のだと言ひ付けております。ここにその
の矛盾がはつきりと見られるのではあ
りませんか、非常増産對策の實施
で、國家管理案の目的とする増産を達
成することができましたならば、何を
好んで減産をさせ憂慮せられる國家管
理を強行する必要があるものでありま
す。前々後後い合せて見ますと、特
定のイデオロギーを押し付けるもの
でないと言ひ付けておることは矛盾の基
しいものであると思つてございま
す。

第五に國家管理案の骨子は、経営權、
炭鉱管理人の人事權並びに業務管理權
の官權把握における不可なる理由を指
摘したいと存じます。経営權は認
めると言ひながら、法案の内容におい
ては殆ど認められていないように思わ
れます。本社炭鉱現場の実体を総合
關連的に知悉しておるものはございま
せん。本社機能なくては綜合關連的
の人事、金融、資材の配給、業務計画
など生産に對するあらゆる有効適切な
手段は取れないでございまして、これ
を切り離して官僚に取つて代らせよう
とせられるところに大きな認識の不足
と誤謬が潜存しておるのではありま
すまいか。次に炭鉱管理人の人事權を官
僚の手に握らせるといふことは誠に重
大な問題であります。炭鉱現場の責任
者は長年の経験者で、前に申述べまし
た炭鉱経営の特異性の本質を十分に体
得して長期計画を念頭において、絶え
ず移動する現場と時々變化する自然條
件と、並びに保安の確保とに有効適切
な手を打ち得る練達の者でなくてはで
きないのであります。この重大な人事
權を官僚の手に握られたのでは仕事の
上に決して良い結果は生じないと思
われるのであります。次に業務計画の事
項であります、事業主側は生産協議
會を通じて一應意見を出すことが認め
られてはおるものの、實際の立案と決
定權は全く官僚の手に握られること
になつております。炭鉱経営の特異性
はここに極めて重大な關係があるので
ございまして、認識と経験に乏しい官僚
の手に炭鉱経営上かくのごとき重大な
業務計画及びその決定權が握られたの
では國家の目的達成は絶対に覺束ない
と思われまして、由來日本人は建忘性
と言われ、又熱し易くて冷め易いと言
われております。敗戦の重大原因の一つ
として國家國民が科學的でなかつたこ
とが挙げられております。米進駐軍の
科學的操作に目を醒り、すべて科學的

に進すべきの時であるでございまして、
徒らに無益のイデオロギーから出
発した機構をいじり廻して、経験者の
仕事意欲を減殺し、煩雜な手数のため
にこの上會議を跳らしてその活動を制
約するような國家管理は、止めて貰
いたいと企圖するものでございまして、
第六に、國家管理案施行の結果につ
いてでございまして、以上のようにこ
の國家管理案は、炭鉱経営の特異性に
對しまして、認識と経験の少い官僚
に、法律を楯にした獨善、獨裁政治を
強行せんとする無益のイデオロギー
から出発したものでありまして、増産
に對し眞に有効な、経営の民主化とは
決して思われません。事業経営に對す
る官僚の手腕は國民のすでに苦い経験
をしたところであることは、委員各位
御承知の通りでございまして、不幸に
して本案が議會を通過し、實施される
ようなことにでもなりましたら、これ
は我が國全産業破滅の魁となり、軍閥
亡國の後を承けまして、更に官僚亡國
の基となるであります。私共はこの
際國家再建のためにその防波堤とな
らねばならぬと確信する者でございま
す。

最後に、國家管理案に代る増産對策
につきまして、前に述べましたよう
に、地上の他産業に比べて顯著な特異
性を持った炭鉱経営を正常化し、長期
計画を含んだ眞の増産對策は何である
かと申しますれば、炭鉱経営に十分の
認識と経験のある練達の実務家を信頼
して、その手腕を最大限度に振るわす
よう、政府において有効適切な諸政策
を推進して頂く以外に妙案はないと思
います。その有効適切な諸政策の政策と
は、去る九月二十七日新聞紙上に発表

されましたマツカーサー元帥書簡中の六項目を含んで立案され、十月四日の新聞紙上に発表されました政府の非常増産対策要綱なるものを、各項目に互に眞に強力に推進して頂くことに盡きおると思われます。これが又従来私共の熱望して来たところでございます。勿論部分的の強力な態勢は必要であります。例えば金融並びに資材の面、労務の面、配炭の面などの中、官僚の手で増炭のため自信を持ってできる面に対しては、むしろ強力な措置が必要であります。経営権、人事権、業務計画権等の部面に対する官僚の管理は、絶対に不可であると信ずるものでございます。

最後に一言いたしたいことは、この際労働強化の絶対必要なことでございす。申すまでもなく、炭鉱技術は労働者の積極的な協力なしに独立して成果を挙げ得るものではございません。ところが、昨日の新聞紙上で労働大臣が非常増産対策中の労働時間に関する三案は何れも実施しないと声明されたように報道されておりますが、果してこれが事実であれば、非常増産対策の一環がすでに崩れ出したことは誠に遺憾とするところでございす。再び繰返しますが、企業の一方的利益を目的とする労働強化ではなく、労働者も含めた全國民の利益となる、全産業の復興に役立つ適當の労働強化は、今日の場合絶対避くべからざる國家的の要請でありまして、労働組合側の率直な協力を望んで止まないところでございす。終り。

○委員長(稻垣平太郎君) 尙学識経験者として明治鉱業の顧問の石渡信太郎氏よりお話を伺うことに相成つてお

たのでありますが、御病氣で御出席がでないというので、原稿を送りをお願いしておりますが、これは委員会で後で御披露いたすといまして、学識経験者のお話はこれを以て打切りたいと存じます。

これより一般申込の方々のお話を承りたいと存じます。先ず神戸から出でを願いました海洋文化クラブの顧問の平岡達明さんにお話を承りたいと思ひます。

○公進人(平岡達明君) 私は原案に賛成をいたしたいと思つたものでございす。但し大きな修正をこれに加えて頂いて、むしろ嚴然たるところの意味において國有の性格を持つたところの國家管理法案という原則に立戻つて頂きたいということを希望いたします。

現在の世界の石炭の情勢から考えてみまして、如何なる國の炭素、増炭という見地から申しまして、ソ連の社会化方式、アメリカ生産能率方式、これに加えて國有國營を断行いたしましたところの英國の經營方式を備えた三位一体になつたところの増炭、この意味における増炭政策を日本が採るにあらずんば、敗戦國家はいつまでも水準以下の國家として残らなければならぬといふことを強調いたしたいのでございす。この点におきまして各政派の方、衆議院、參議院の二院に跨がれておられるところの我が政治形態の、産業の根幹である石炭を増炭するに、國有國營でなくては到底最後の目的は到達し得ないということを銘記して頂きたいことを希望いたしておるものでございす。

現在日本の鉱工業業者は全國に約百

万四以上の会社が、公称資本金におきまして……二千二百余あるのございまして、その公称資本金總額は商工省最近の調査によりますと、約三百億円でございまして、五千万円以上の資本金を持つておる会社は僅かにこの總数における五%に過ぎない。而も一千万円並びに五千万円以内の大資本鉱工業会社というものは、僅かに一三%に過ぎないという実情なんぞございまして、而も戦時中においては非常の増炭政策が採られ、前弁士、前々弁士も指摘されておりますように、拙い官僚統制のために非常な浪費をしておりまして、現在の日本の炭鉱業資本がいわゆる鉱工業会社そのものの持つ力に比べては、到底我々が望み得るところの増炭政策というものは実現できない、これは世界の現実が物語つておるのではないかと申すことを我々はもう一度振返つて考えなければならぬと考えるのでございす。増炭、炭業の改革ということは、伊藤さんが仰しやいましたので、グラブの点は省略いたしました。私が述べたいところは、炭鉱業のいわゆる技術の革命でなければならぬ、併し現状におけるところの炭鉱資本を以てしては、到底革命的な増炭は期し得られないというところに、私は今日の日本の悩みがあるのではないかと考えておるのでございす。第三次に互に互する五ヶ年計画を断行しておりますところのソ連の産業の偉大な改革というものは、いわゆる石炭増産に対する果敢なるところの実行にあつたと私は考えるのであります。而も日本と國情を同じくいたしましたして、而もその生産力並びに産業力を中心となしておりますところの英國の炭業と

いうものをお考え見ましたときに、やはり我々はその操作の技術を、この現実の中から求めなければならぬのでございす。

今日私が公聴会に出席させて頂きまして述べんとする趣旨は、いわゆる私が出産業者、小出版業者の立場から、出版業の分野から述べなければならぬのでございす。この小さな分野においては、併しこれは小さな分野ではないのであります。日本は今後更生した立たなければならぬという重大なる使命を持たされておる。然るに昭和十五年には約二十四億ポンド生産しておりました日本の洋紙、和紙を通じての製紙能力は、本年度に至りましては、これの七分の一にしか過ぎないところの七億ポンドというくらい生産しかできていないのであります。これに対するところの石炭の割当というものは過去最近の三ヶ月においては僅かに六万トン余に過ぎないという実情でございす。而も教育の再建、あらゆる力をこれに結集して、新興日本が世界の中心にならなければならぬところの文化政策に対する紙の面においてはおるのでございまして、この製紙力或いは出版力、或いはこれに対する教科書の増配というような問題から論じますならば、月僅かに二万トンにしか足らないところの石炭を出版業界並びにこれに關するところの紙の世界に投入せられておるのであつては、到底文化國家として世界に躍進できるような実力を持ち得ないという極めて貧弱なる実情にあるのであります。出版界において然り、あらゆる産業部面、鉄鋼

氏よりお話を伺うことに相成つておつ

現在日本の鉱工業業者は全國に約百

してありますところの英國の炭業と

において然りあらゆる産業部面、鉄鋼

失却というものは今後には留めてはいけ

する限りから申しまして、恐らくそ
の一点のみにこだわつて、生産協会の
持つ能力というものを信じないとい
うことは、甚だ世界の目に疎いところ
のものじやないだろうかとは私は考える
のでございます。

○委員長(稲垣平太郎君) 次に横濱市
からお願いいたしました横濱潜水衣具株
式会社取締役田中卓二君にお話を伺い
ます。

○公述人(田中卓二君) 私は臨時石炭
鉱業管理法に基づきまして、私の拙い
意見を皆様のお許しを得まして申し上げ
たいと思ひます。

先ず第一に本法案に対しますところ
の私の述べますところの項目を初
めに申上げて、以下項目についてお話
を申上げたいと思ひます。

先ず第一に私の本法案に対します
ところの第一の一般的考察、二番目には民
間、國家兩経営に対する比較検討、三
番目は本案に対する結論として、私の
賛成か不賛成か、尙私案をいたしまし
て、増炭案の私の私案を申上げたいと
思ひます。

一 一般的考察について申上げます。す
ば、終戦後二、三年を経たばかりの
氣持も落着かない、勿論こういう点も
あります。何と云へば、この石炭
管理法を中心として、これを審議せ
ねばならないところの我が國會に、一
つの大きなこれは悲劇であると思ふの
であります。こういうことは取りも直
さず今次の戦争の悲劇の結果である、

米國、英國の三大國家の炭業そのもの
に見ましたところの政策を加味して誤
りなかつたということに對して、今後

に私は考えるのであります。而もこの
法案の成立、不成立は、やがて日本全
産業に與えるところの影響が大であり
ます。仮に本法案が成立した場合にお
いては、恐らく氣にくだないといふと
ころの企業者たちは、サボるのじやな
からうか、私はそう思ふのでありま
す。又これが不成立であつた場合に
は、労働者の方のサボがあるのじやな
からうか。いずれにしてもこれは重大
なる法案であります。こういう法案は

實際、余程慎重に考えた後に成立、不
成立を決定しなければならぬ、私はそ
う思ふのであります。即ち全産業に影
響するといふことは、私も一つの小さ
な会社の生産を掌つております。勿論
小使兼労働者兼重役という小さなで
あります。その他一面において私は、
御承知のことと思ふのであります。が、
日本の潜水業界を網羅してあります
ところの、社團法人日本潜水協會の理
事としてやつておるのであります。い
ろいろ考へてみますに、この石炭は

食糧と二つ大きな問題であります。こ
れが激化されたならば、産業人は全く
日干になつてしまふのであります。私
はかような点からして、私の立場から
考へても、例へばゴム産業においてそ
うであります。自治團體から貰う
ところの配給は、比較的割合でたやす
く貰えるのであります。ところが現在
ゴム産業中で最も必要とするところの、熱
処理として石炭が必要であります。例
えばゴム長靴とか或いは地下足袋の底
とか、こういうものはどうしても石炭
によつて熱処理をしなければならぬ行
かないのであります。こういう場合に
おいて石炭、ガソリン、配合剤、電力

こういうものが全部相マツチして初め
て生産が著るものであります。その一
つが欠けた場合においては生産は停
んであります。然らばお前ははどうし
ておるか、そういう場合は止むを得ず、
電力で処理し得るものの方へ人を廻し
て、そうしてその一部の仕事をしてお
る。電力が停つた場合はどうするか。
その場合は、配合剤を以てやるところ
の仕事に全工員を集中せしめる。こ
ういふようにしまして、仕事の面で非常
に不能率、能率が著らない仕事をし
ておるのであります。これが全部捕つた
場合にどん／＼流れるがごとく作業が
できるものであります。これが一つ石炭
のゴム工業に及ぼすところの影響を述
べたのであります。現在ゴム工業者
の要求の四分の一ぐらゐしか石炭が廻
つて来ない。これは一トンの石炭を獲
得するのに、役所に百通も二百通も通
つて、初めて決まるような状態であつ
て、その間厭な思ひをいたします。何
遍も役人に頭を下げて、そうして石炭
を貰つて来る。こういうような考えを
持つときに、私は官僚統制或いは會
軍需管理工場、監督工場として、さん
ざん厭な思ひをしてゐたのでありま
す。いわゆる官營が是か、自治体の統
制が是かについては、賢明なる皆様に
おいては、おのずから結論が生れて來
ると思ふのであります。一体私とい
ましては、産業は國家がタッチすべ
きではない。これが私の根本でありま
す。民間人に放任しておく。そうして
そこに自由競争を現出せしめる。従つ
てそこに自由競争が始まつたところに
生産品も考えられる。需要者へのサ
ービス、我々石炭で言へば、我々は石
炭の需要者であります。サービスと

か或いは山元からじかに我々の工場に
来る、こういう点において、非常にス
ムースに行くのであります。その間
公園とか役所とか何々組合とか、そ
ういふところをほん／＼二百も三百も
ついで、そうして初めて一トンの石炭が
工場に廻る、こういうようなことが現
在の状況であります。若しこれが官營
になつた場合においては、恐らく同じ
ようなことが繰返されるのではない
か、従つて自由にこれを委した場
合においては、價格の低減を來すことも考
えられるのであります。又経営の改良
といふことも考えられるのでありま
す。かように考えますときに、企業は
やつぱり經濟人にできるだけ任してお
く、こういう点が私の考えであります。

先般私的独占禁止法の發布をみまし
たが、なんとなく、我々は考えます
と、独占禁止法を一方に立てておい
て、そうして政府みづからが率先し
て、独占禁止法を破つて、自分が独占す
る、政府企業独占という印象を與え
るのであります。しるうとの人はそ
ういふことを言つておるのでありま
す。先般私は横濱の商工會議所で、或
る人にいろ／＼話した結果、どうも最
近政府は自分の都合の悪い、例へば收
入が減つたから、煙草の値上をする
か、或いは市電、都電、汽車、その他
のいろ／＼な政府企業の値段を勝手に
上げる。こういうことをしていいの
か、若し政府がそういうことをやつて
いいならば、我々も採算が取れない場
合には、勝手に上げていいのだとい
うようなことを洩しておつたのであり
ます。これは一つの皮肉であります。
うけれども、一つの輿論、パブリック・

オツビニョンとして私共は考えなければならぬのであります。殊に政府企業をどうして殖して行くというところは、憲法二十二條の營業の自由とこの企業の自由というものを國民から奪うことになるのであります。いくら民主主義的な憲法を作つておつても、これにそぐわないところの、これに背反するところの法律制定というものは、これは断乎止めなければならぬ。これがあつて初めて民主主義國家が具現されるのであります。

曾て我々は戦争中に、憲法違反という、旧憲法三十一條によつて違反とされたところの國家總動員法が通つたためにどういふ結果になつたか。これを想起するときに、我々はうたた慄然たるものを感じるのであります。かように私は考えるときに、やがてこの法案の通過した際においては、官僚の産業独占、漁獲、こういう方向に移行しつつ、或いは戦争中におけるところの軍官の例の監督工場、管理工場、あるいはうような形態につき進んで行くのではなからうかということを懸念する者の一人であります。管理工場、監督工場、若し中尉とか大尉とか、そういうものが、我々、殊に私は潜水機具を造つておる工場でありますが、なんら経験がないのに拘わらず、知つたかぶりをして、そうして干渉して来る。それならばといつて、具体的なことについて質問しても、なんら知らん馬のことにつては、博勞がよく知つております。石炭のことについては山元におるところの工員、経営者、これらがよく知つております。役人なんかにも分りません。例えば役所に入つても、大学を出て高文を通つて、伸びるには高文

を通つた者でなくては、絶対に伸びないものであります。少くとも馬のことにつては、私は馬の産地の岩手でありまして、馬のことにつては本當に分るのは三年かかります。そういう三年かかつて初めて一人前になる。それがどん／＼替つて来る。何ら知識のない者が、どうしてそういう業者を監督し得るか、この点を考えて頂きたいのであります。今日國家經營企業として成功している、或いは成功したものが一体幾何あつたか、鉄道事業、通信事業、專賣事業、郵便、市電の事業、各種配給事業、各種公園、瓦斯、水道、電氣、こういうものは半官半民の仕事であります。何れも市民生活或いは國民生活に、余り好い結果を與えておらないのであります。例もほろ／＼の、いわゆる役人式の仕事であつて、皆さん自身がすでにこういう点に、苦いところの日常の生活をしておられると思つてであります。私はこういう点からして、結論として自分の態度が決まるのであります。

以上は一般的の私の意見であります。然らば民間と國家とが經營した場合において、どの面が國家が優位で、どの面が民間經營が優位か、この点を大雑把に羅列して検討して見たいのであります。

先ず第一に、經營全般に対して考えます時に、經營は何と申しまして民間に歩があるものであります。現在各種の大きな会社、或いは小さな会社、經營をしておりますが、何とか彼と仰しやつておる。ところが政府の企業となつておる。これは一番誰でもやりのであります。都電なり、或いは

は汽車なりが、收支がアンバランスになつた場合においては上げればよいのであります。これは簡單であります。これは小学校の生徒でもできることであります。従つて經營全般に対しては、何としても民間側の方がうまいのであります。

次に資金關係であります。資金關係においては、これは國家管理の方が歩があるように思はれるのであります。が、併し實際考えて見ますと、トン当りの價格を考えた時に、政府がどし／＼お入用お構ひなしに、即ち戦争中の管理工場、監督工場がお入用お構ひなしに國家の予算を使つたように、トン当りの單價がお入用お構ひなしになつた場合は上るのであります。トン当りのコストが上つて来る。こうなつて来ると、石炭のトン当りのコストが上つた場合においては他の生産に及ぼす、いわゆる原價計算に及ぼすところの影響が大であります。従つて生産に対しては非常に高いものが生産されねばならぬということになります。

ですから、無制限の國家管理になつたから、無制限に資金を注入するということとは、いわゆる經濟學の初歩にいうところの限界効用の規則に制約されまして、結局これは駄目になるのであります。かように考える時に、ちよつと考えるという國家管理の方が資金面においては非常にいいように思われませんが、却つてそういう現象になりはしないかと思つてあります。

次に生産資材關係について比較しますと、民間經營者は苦勞人が多い。長い間、いろいろ經營の苦心をやつておられて、若干の政府のカバーさあつたならば、うまく資材を手入れ

て、さうして山を動かして行ける、こういう点であります。一方若しこれが國家管理となつた場合においては、相も變らず各省が繩張り争ひをやつておりました。安本において和田さんが頭から湯氣を上げて騒いだところにして、各省はがつちり自分の資材というものを握つてなかつ／＼離さんのであります。最近私は復興院に知つてゐる人がありますが、復興院の某大官が曰く、どうも商工省、農林省、こういう方面からの制約があつて、自分の復興計画はうまく行かないということをおぼろしに思つてゐる者があつた。ところがこれは繩張りを以てしてゐる。ところが民間においてはこういう点においては、例えば厚生關係においては米糶さんに頼む。資材に対しては商工省に頼む。こういうふうにして各省をうまく連絡せしめて、さうして資材を獲得することが出来ますから、従つてむしろ生産資材の獲得においては民間側の方がうまく行く。私はこういうふうな考へるのであります。これは私が小さな工場を、或いは現在潜水機具を造る工場を、方々關係してゐる關係上、現實に體驗してゐる次第であります。

然らば次に勞務者に対する資金關係は如何、これを検討して見ますと、民間企業は現實に即して、さうして給與をやる方法を發明しております。いろいろな名目において、よく働く工員には、よく働く重役に対しては適當に給與をやつてゐるのであります。ところが國家管理になつた場合においては恐らくあの條文を見まして、亦外の賃金の法令によつても、劃一的になつて、そこうま味がないのであります。一人人間はうま味のないところに

棲息のできない人間であります。即ち戦争中には右に列えと言つたら全部右に列つた。これでは人間性がない。或る場合は本能に走り、或る場合は怒りに走り、或る場合はビュリタリズムになる。これが人間の性質であります。かように考えます時に、資金問題に關しましては一律主義より民間經營のうま味のあるところの企業によつて生産意欲を昂揚して行く。その点に優位なところがあると思つてあります。

次に雇傭關係について検討して見たいと思つてゐます。雇傭關係について、役所においてはどうしても、官營になると、今の通信、專賣、こういう事業を見て命令服従であります。さうして自分の使われてゐる人がいつでも役所の一片の辭令によつて替わる。管理監督も結局そういうものによつて行われる。法規一點張りでありまして、お前は法規第何條によつて休職を命ずる。退職金はこれだけだ、明日から来ないでもよい。結構なら明日から療養せよ。法規一點張りでありまして、ところが民間においてはそこに使われてゐる人でも、共々會では同輩の者もありまして、重役も亦同輩の者もありまして、従業員から重役にもなるのであります。決して労働者は重役になれないことはないものであります。いつてもなれるのでありますから、そこ一つにうま味がある。こういう点を考える時に、これは官業の方より民間側の方に歩がある。

その他厚生施設においては、これは設備の点においては何といつても官業の方に、國家管理の方に優位な点があるのであります。先程も九州の前弁

を出て高文を通過して、伸びるには高文

やりのいいであります。都電なり或い

えあつたならば、うまく資材を入手し

す。一休人間はうま味のないところに

るのであります。先程も九州の前井

士によつて指摘されたように、炭坑工
夫が非常な悲惨な生活をしてゐる。住
居の問題もそうである。これが問題で
あります。官業の方はこういう点は優
位かも知れません。かように数項目に
つきまして私が検討して見ますと、結
局四対二を以て民間経営の方がよいの
であります。かような私の結論に到達
したのであります。

尙私は各山元にはその山元としての
立地条件、これがいろいろ異なつてお
ります。又労働者の獲得においても土
地の状況によつて九州と北海道、それ
ぞれの労働獲得の条件が違ひます。又
交通の便、不便、鉱区の新旧、或いは
各山元の設備が各々差違があるのであ
ります。かような場合においては、い
ずれもその山元の経営者がその欠点長
所をうまく差繰り合つて、さうして生
産能力を挙げて行く。これを國家管理
によつて劃一的にやつて行く場合にお
いては、先程申上げたところのいろい
ろな弊害が起きて来るのではなからう
かと思ふのであります。かように考え
て来るときに、民間経営の方が國家管
理よりも優位であるということが結論
づけられるのであります。よしこれを
一步譲りまして國家管理とした場合に
おいてどうか、恐らく法律の力によつ
ては物の生産というものは挙らないの
は事実であります。法律万能は……私
は元々法律を専攻したのであります
が、殺人罪を犯して人を殺した場合、
それ以前において道義によつて人を殺
さないことが大事なのであります。
人が死んでしまつてから百万遍法
律を持つて来てもこれは人間は生きは
しないのであります。かように考える
ときに、法律の力によつてのみ生産が

挙つて行くとは考えられないのであり
ます。若し政府の当路者が企業家と勞
務者と共々、三者が熱意を持つて眞に
この石炭問題を解決しなかつたなら
ば、日本全産業が破滅に陥れるとい
う、こういう考を持つて行つたなら
ば、必ず現場のままにおいてもこれが
解決し得ると思ふのであります。本
法案の内容について意見をしますと管理
委員会とか生産協議会とかいろいろな
ことが書いてあります。これは會議の
温立であります。今まで我々は會議
と日を送つて来たところの過去の政
治家、或いは過去の政府、今の政府、
こういうものには厭き／＼しており
ますが、何の會議を開いたところでち
つとも能率は挙がらない。固よりこれ
を無視するわけではありません。適
当なところの會議、理論闘争も必要で
あります。併しこういう点において日
を暮らすというところは甚だ以て現在の
窮乏したところの日本の実情におきま
して無駄なことと思ふのであります。
以上におきまして私は私の結論とし
ては本法案に対して反対せざるを得な
いところの以上の理論構成に到達した
のであります。然らば次に石炭増産の
私案として私は申上げたのでありま
す。AとBに分けて、現下の政策
と恒久策と、この二つについてお話を
申し上げます。

先ず第一番に先程から私が申し上げ
ましたように、山元の経営の特異性を
活かすこと、そしてこれによつて政府
が食糧と石炭について全力を挙げてそ
うしてカバールをする。特に石炭は工業
家にとつて非常に大切なものでありま
すから、積極的資金の面、或いはそ
の他の面において面倒を見てやる。こ
ういう点を私どもも強調したのであり
ます。

第二番目においては、石炭三千万ト
ン必要だということ、これはマッカ
ーサー司令官、GHQの要求を待つま
でもなく、石炭の問題が解決した場合
において、当然他の産業が旺盛にな
り、振るのであります。最近の機子
を見ますと、關係がお互いに割拠し合
つて、さうして自分の省を可愛がる。
これは止むを得ない人情の当然であり
ましようけれども、先ず第一番に石炭
と食糧に關するところの主務官廳に対
しては、少くとも優位の地位を與えて
置く、こういう点が私は必要だと思ふ
のであります。殊に新憲法において内閣
總理大臣は他の大臣を何時でもディ
・スマスさせることが出来るのであり
ますから、その点を強い意思をもつて
やつて行く、こういうふうには私は望
みます。百万人主義、或いは資本主義
に阿諛し、或ときは労働者の人氣を取
る、こういうことは飽き／＼した。自
分の信念に向つて断々乎として進むと
ころの首相を私は求むる。こういう首
相であれと私は望むのであります。百
方美人主義では、生産能率は下つても
上らぬのであります。

次に私は企業者、労働者を包含する
ところの増産懸賞金制度というものを
作つて貰いたい、これでありませう。年
二期に分けて山元に対して目的の増産
が達成できた場合には思い切つて懸賞
金を出す、これでありませう。資本家と
いへども、企業者といへども、又労働
者といへども、欲は無限であります。
我々は物質に生きないとか、イデオロ
ギーに生きるとか言つておりますが、

結局何を言つても我々の生活を考えま
すときに、問題は唯物的に資金が余計
欲しいのであります。こういう点に考
えを及ぼすときに、懸賞金によるとこ
ろの採炭競争を行わしめる。例えば目
的に達した所には三億とか五億とかを
出して、さうしてその分配方法につい
ては飽くまで労働者と企業者とが平等
に分ける。こういうふうには私は考える
のであります。増産競争、これは景氣
がよくて面白うであります。さうし
て、お前はそんなことを言つてその資
金はどこから出るか、これについては
私は増産懸賞金の資金としては、増
産、或いは増産三角税というやうなも
のをやるのであります。さうしますと
この鐵の販賣によつて一般國民は増
産の意識を昂揚する。成る程、石炭はこ
れ程、街頭に出て三角鐵を賣らなけれ
ばならぬ程困るのか、その意識を昂
揚すると同時に、大衆の余剰金をもつ
て負担せしめる。こういう結果になり
ますから、一向政府の懐が痛まなく
て、大衆負担によつてなし得る。こ
ういうふうには考えるのであります。

私は以上現下の増産の私案として申
上げました。恒久策として申し上げ
ます。先ず第一番に河川沼沢を利用
して小型の發電所を作り、石炭の需要
をカバーする、この点であります。
すでに御承知の通り森林の濫伐によつ
て洪水が盛んに起きております。これ
らを除くためにダムを造る。さうして
小型の發電所を作つて石炭の需要を代
替する。例えば私共の方の潜水衣具を
造る場合においても、工場には電熱を
使う。或いは燃料の節約をする。こ
ういうふうには石炭は電力で代替し得ると
同時に電力の不足を補うためにどしど

し小型の發電所を作れば日本の治水、
利水或いはその他についても大きな役
割をなすのでありますから、一石三鳥
になるのであります。

第二は、私は現在全日本の潜水業
者、サルヴェージ、沈没船引揚げ、或
いは潜水漁業……潜水漁業によつて貝
を採つたり、或いは眞珠を採つたりす
るわけでありませうが、これらの協業を
昭和十五年に作つて、現在では約七
万といふところの會員を持つておりま
す。これらの者に海底における資源、
頭を露見せしめる。地上にある石炭の
露頭なり、或いはその他の鉱物の露頭
があつて掘つて行くと同じやうに、海
中にも石炭その他の鉱物の露頭がある
に相違ありません。現にあるのであり
ます。現にリサーチした事実があるの
であります。これに対するところの施
設を行なう、例えば大きな暗渠式のも
のを作つて縦坑を以て石炭を露見して
いく。現に九州地方において海底探炭
の問題が起きてゐるようでありませ
うが、日本の優秀なところの潜水技術
を活かして海底の石炭を採掘するとい
うことを私は委員の方々にもお願いし
てやつて頂きたいと思ふのでありま
す。勿論潜水技術者は現在海没炭とい
つて例の潜水艦その他によつて沈没し
たところの海没炭をどし／＼引揚げ
て山から掘つてゐるものをカバーして
おりますが、かようにして潜水技術の優
秀な点を石炭産業面に利用して頂く、
その他新規に新設備を露見してこれを
採掘する、こういう点もありましよ
う。

以上私は述べましたが、關係筋から
尻をひつたばかりでなく、我々

は労働者も、官も民も対立でなくして、いわゆる協力、従来のように対立されては生産は進みません。又感情でなくして実利、こういう考えを以てこれらの三者が一体となつてやつたならば、現在の機構において十分やつていける。九月には採炭が少し上つたようでありましたが、十月において又下つたというふうな状況であります。どうぞこの点に十分委員の方々も思いをいたされまして、我が國産業振興のため、石炭問題を一日も早く解決して頂くことをお願いいたします。私のお話を終ることにいたします。先程から私の拙いお話を委員の方々その他聴いて下さつたことを深く御礼申し上げます。

○委員長(稲垣平太郎君) お晝も過ぎましたが、もう二人公述人がいらつしやるので、引續いてお話を伺いたいと思います。よろしくごさいいますか。

【異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(稲垣平太郎君) それでは福岡からおいでになりました九州大学の特別研究生、林迪廣君にお願いいたします。

○公述人(林迪廣君) 簡単に一般のお話をいたしたいと思います。ヨーロッパの或る経済学者であります。ヨーロッパに起つたことは必ずアメリカに起るのだということを曾て申したことがあります。御承知のようにイギリスにおきましては一昨年社会党が政権を獲得しまして、重要産業の社会化、國有化ということが行われております。アメリカのように非常に資源が豊富で、あらゆる経済條件が世界の他の國とも異つてゐる國でありますから、そう軽蔑しくイギリスに起つたことが

アメリカにまで及ぶというわけにはいきません。ところが、世界の必然的な流れとしてあらゆる國家が歐洲においては勿論のこと、新しいアジアの獨立國におきましても、社会化ということが眞剣に考えられてゐるというのを我々は先ず第一番目に考えてみなければならぬと思ひます。

昨年の対日理事会におきまして米國代表が石炭増産或いは加給金制度というものを検討いたしました。國有案というものを提言したことは甚だ重要な意味のあることであると思ひます。あの公正取引ということ、或いは経済的自由主義ということ、或いは米國におきまして、尙且我が國に國有と

いうことを提案したということ、これは決して今までの個々の資本家が生産をサボつていなかつたというふうなそういうした昇解がなされることではないです。すでにアメリカから日本の從來の資本家或いは炭鉱におけるところの資本主義的な経営というものが愛想をつかされたということであらうと思ひます。今回の法案に対して反対の側から、余りにイデオロギー的であるというふうなことが言われておりますが、イデオロギーというふうなことであるならば、なにも社会主義だけがイデオロギー的であつて、資本主義がイデオロギー的でないというとは言へないと思ひます。言葉の上から言えば、社会主義も資本主義も一つの経済機構であり、或いは又それを根幹としたところの生活様式であつて、いずれも同じレヴェルに立つものであります。ただ一方は今までそれが確立しておつたものを尙且保持しようとするものであり、そして他方は新しい経済機構

を從來の経済機構に代つて打ち立てよう、そういうことでありまして片方がイデオロギー的であり、片方がそうでないというふうなことはおかしいと思ひます。そういうことから、法案に反対するということは正当でなく、且又大して内容なり、或いは法案を研究してないところの國民に對しても却つて變な印象を與えるのではないかと思ひます。イデオロギー的であり、或いは社会主義的であるということを言いますが、社会党の党是と言ひます。か、或いはいわゆる労働者を代表するところの党の人たちは、國民全般特にその大多數を占めるところの労働者が明るく、豊かな生活をするということに基礎になつておるわけでありまして、だからしてイデオロギー的であると言われましても、國民全般が明るく、豊かな生活をするための管理方式であるならば、少しもおかしなことはないと思ひます。

大体経済民主化、或いは経済民主主義というふうな線に沿ひまして我が國の産業が再建され、又そのために新しく編成させられるわけでありまして、経済民主主義という場合には少くとも二つのことが考えられると思ひます。その一つはいわゆる所有権というものを非常に重く視る方であり、他方は別の面からあります。契約、ということを中心として平たく言ひますと、結局機構を極端に民主化するといふいふ方法の面と、他方経済民主主義といふ場合の理念即ち経済的平等といふことを重点において考へる観方とがあると思ひます。経済民主主義といふ場合に、その両者が密接不可分の關係

を持つておることは勿論であります。が、重点をそのように變えて見る見方が経済民主主義の二つの流れであると思ひます。増産のためといひますか、その増産は飽くまでもすべての國民が明るく豊かな生活をするための増産でなければならぬことは勿論であります。いくら増産してもそれが拡大生産の外に流され、或いは軍需品の生産手段として再び再生産工程に返つて來ないならば、増産してもそれは國を少しも富ます途ではなく、國民全体を豊かにすることはできないと思ひます。そういうことを考へますと、我が國の戦時中の経済統制ということが、この國管法案を検討するに當りまして問題にされ、寧ろして戦時中の経済統制が官僚的であるとか、或いは失敗したといふことからこの國管法案も安当でないといふようなことが言われると思ひます。すけれども、戦時中の経済統制といふものは、御承知のように軍が中心となりまして、何等の経済的乃至經營的な技能も持たない軍が中心となりまして、全く現場中心と言ひますと少し語弊がありますが、ともかく一事業一工場を統制したところの、國民経済全般の計画的な経済というものを無視した統制の仕方であつたわけでありまして、寧ろしてその統制の目的たるや、勿論軍需品を造るためであつたわけでありまして。だからしてそのような統制は勿論不可でありますけれども、併しなからそのような統制が不可であつたからと言つて、統制全部がいけないといふことは勿論言われなわけでありまして。特に近代國家におきましては、いわゆる十八世紀的な自由民主主義といふようなものから、國家と経済とい

ものが全く密接不可分の關係、一元化の關係に立つた現在におきましては、國家が産業に對して計画的に統制する、特に基礎産業に對しまして、之を國有化し社会化するということは、先程も申し上げましたように必然的な世界の流れであるといふことを我々は否むことはできないと思ひます。で國管案におきまして、そのような國有化、或いは社会化ということからして從來の經營權が侵害され、或いは又人事權が侵害されるというようなことが反對理由として起るわけでありまして。けれども、先程も言つたかや仰しやいましたように、經營權といふものは一體確乎とした内容を持つた權利であるかと言ひますと、私は決してそうであるとは考へないわけでありまして。經營權といふことは勿論所有權といふことから流れ出すところの一つの權利であります。併しなからいゆる企業と經營ということ考へる場合には、我々は活動してゐるところの企業といふものを考へなければならぬわけでありまして。單に工場があり、敷地があり、建物機械があるだけでは、それは企業といふことは言へないわけでありまして。動いて生産しつゝある企業、それを我々は考へなければならぬわけであり、經營といふことはそのような動いておる企業に關して初めて考へられるわけでありまして。寧ろしてその動いておる企業といふものにおきましては資本家及び經營者、それから労働者、この三者が全く有機的な一體の關係をなして動いておる共同の關係を形造つておるというわけでありまして。そういうことからいひましてもいゆる經營權といふものは多分に社会化されいゆる從

うものは多分に社会化せしめようとする

本法案を成立せしむべからずというような見地から考えなければならんと存じます。従つて本法案第一條の「政府経営者及び従業者がその全力を挙げて石炭の増産を達成することを目的とする」というこの條項には双手を挙げて賛成するものでありますけれども、以下全條に対しては遺憾ながら増産に役立つという部面を見出し得ないことを遺憾とするものであります。勿論この法案の成立と否とに拘わらず、政府は石炭鉱業に対して資材、資金の面においては自然的協力をされるであります。併しながら如何に政府が協力しようとしても資材、資金の面に最大限度があることと思ひます。従つて先刻先輩の佐野博士からも技術の面を力説されましたが、私は佐野先生の技術の大きな問題について更に端的な例を申し上げます、皆さん方の御參考に供したたいと思ひます。言い換えれば日本の石

て、我々はその資材に大いに期待はするけれども、資材なくして増産の方途があるならば、それをして大いに研究実施しなければならんと思うのであります。私は戦時中、戦争後も勿論であります。私は戦時中、炭鉱の坑内を廻つて見ますと、これは実験記録の上に現われる数字でありますけれども、同じ仕事場で幾人かの人が働いておりますと、その中で一番眞面目に働く人と、或いは不眞面であるのか、或いは能率を挙げ得ないのかも知れませんが、一番能率を挙げる者と、挙げ得ない者との開きは四対一乃至甚しいものでは五対一程度の能率しか挙げ得られていないのであります。このことは四十二万炭鉱従業員全体に適用されるこ

とであつて、要するに炭鉱の中で一番働く者と、一番能率を挙げ得ない者とは一対五という傾斜の線を表わしておるように思ふのです。そこでこれをどうすれば一番眞面目に働く者の線まで持つて行けるかということの大いに検討しなければならぬと思ひます。そこで昭和二十年三月、貝島炭鉱の大野浦で実験いたしました記録によりますと、石炭二トンと或る一定の場処に置いて、それを坑内にありますコンベヤーという運搬機に積み込みます実験をいたしましたところが、この実験の結果、貝島炭鉱の桑原という青年は体重五十七キロであります。この体重五十七キロの青年が二・四トンの石炭を十七分四十五秒で投炭いたしました。三井田川を代表いたしました阿部という男は体重七十キロ、正に相撲取りのような体格を持つております。この阿部という男はその倍の三十五分五十四秒かつたのであります。天井の高さが三尺というところでありまして、勿論その操作の点において相当技術が効果を奏することを明らかに証明しておるのであります。要するに今日の日本の炭鉱では、技術的に研究訓練すれば二トン四分の石炭を小艇桑原にして十七分四十五秒で投げられるものが、巨漢阿部は三十五分五十四秒かつたというところは、如何に技術訓練が行き届いていなかったかということ物語ると思ふのであります。ここに断り申上げて置きますことは、この阿部という人でも、決して素人ではありませぬ。少くとも三井田川で何年かの経験を持ち、そして三井田川を代表して出場した人物ですから、完全な経験を持つ技術者であつたことは間違ひあ

りません。併しながら、我流を以て無駄な所へ努力の浪費をして、そうして本當にこのことを覚えていないところに、今申上げたような開きがあるものであります。要するに、昭和二十年に二十万四千五百三十六人で三千三百三十七万六千何トンを出炭した。過去昭和五年の炭鉱労働者の條件は、只今私が申上げたような技術の訓練を経た生産ではなかつたのであります。そこで今日日本に炭鉱の技術の訓練をして行くなれば、最高度の能率を發揮させるならば、四十二万を擁しております日本の炭鉱で、三千万トン乃至三千五百万トンの生産は易々としてできなければならぬと、こう考える者であります。只今申上げたこの一つのスコップの使い方でありまして、決して大学の教室で研究されたものではありません。私がスコップについての実験研究調査ということで全国の炭鉱を廻りましたところ、或る炭鉱の工員は、天井の低い所では、現在のスコップの角度では使えないのだと、だからこのスコップの角度を伸ばさなければならぬという研究をしておつた工員もありました。北海道の芦別工員は、現在の日本のスコップは外國から來たものであるからスコップの柄が大きい過ぎるのだ、日本人の小さな手にはもつと小さくしなければならぬのだと言つて、小さく詰めて來ておつた工員もありました。かような工合に、一つのスコップにしても全國四十三万の工員の中には、さうに眞剣に訓練研究されておる者がおるわけでありまして、恐らくかような事實は、ドリルの使い方とか、その他のいろいろな機械の使い方操作について、四

十二万従業員の中に研究しておる者が相当おるといふことは明らかな事實であります。ですからして、現在の目の石炭の増産をしようとするならば、全國の炭鉱に、かくして隠れておるでありました工員の中から、訓練研究しておりました者を選り出して、國家が大きな力を以てこれを組織化するならば、必らずや効果は明らかに現れるであらうことを私は信じて疑いません。かような意味合ひにおいて、現在政府が考へております國家管理法案よりも、速やかにかような点に施策を施して、増産を一日も速やかに實現されるように講ぜらるべきだと私は考へております。

私がかように申上げますと、或る人は、それは労働の強化ではないかと申される向きもあるやうでありますけれども、決して私は労働の強化とは考へません。逆に、四十二万炭鉱労働者諸君がエネルギーの浪費をされておるのを、最も合理的に効果を發揮せしめて、能率の向上による石炭増産が實現したならば、日本國民全体の文化の向上を來すことができることであるからして、これこそ炭鉱人の文化品場の一段々と申上げてよろしいと思ひます。

向先刻も申上げましたやうに、現在では一定の給料の水準ができておつて、その水準によつて定額の支給をされておるやうな現状であります。勿論炭鉱によつては、能率給を採つて、能率によつて若干の開きは設けられておるやうでありますけれども、大体現在の炭鉱作業の面においては一定の定額給與のやうに見受けられますので、かような事實からして、最も働く者は五

つの仕事をし、働かない者は一つの仕事をし、働かない者に、同一賃銀の供給を受けておるといふことは、眞面目に働く者の犠牲において、眞面目に働かない者の賃銀が支拂われておるといふ今日の労働賃銀支拂ひの方法の矛盾を合理化する一つの手段だと私は考へております。かように考へて参りますれば、決して労働強化ではなく、日本の労働賃銀の合理化だと申上げてよろしいと思ひます。

そこで私は本法案の検討に移りたいのでありますけれども、すでに前日、労働代表或いは経営者代表も、この席でお話があつたであらうと存じますので、本法案の詳細に互つて論議することは避けまされども、概括的に、私共が公平な見地から、今日までのこの法案についての意見を申上げて見たいと思ひますが、この公聴会で労働代表の方が如何なることを申されたか存じませんけれども、衆議院の公聴会では口を揃えて労働代表の方には、炭鉱経営者が石炭の横流しをしておるのだと、又資金の流用をしておるのだ。炭鉱は儲けておる。或いは生産サボをしておると、こう申されたやうであります。したけれども、恐らくこの公聴会でもさう申されたことであらうと存じますが、先ず最後の生産サボの問題に対しては、私見解の問題で、これはとかかく申上げられんと思ひますけれども、ここに一つ石炭の横流し云々という言葉、或いは儲けておる者がおるといふ言葉、これだけは労働者諸君の仰しやる言葉を全面的に否定する用意のないことを遺憾に思ふ者であります。そう申せば、横流しがあつたことを認めるやうな形になりますけれども、先

ずさういふ工合に認められても止むを得ないやないかと思ひます。併しながら、それは横流しがあつたとして、極めて微々たるものであらうと思ひます。又その石炭が横流しになつたというところは、單に炭鉱業者の中にあるのみでなく、恐らく日本石炭の中にさういふことをした者があつたのじやないかと私は考へております。又炭鉱から横流した、炭鉱の手を離れてから後に横流しになるやうなものもあつたのではなからうか知らんと思ひますので、かように考へて見ますれば、恐らく炭鉱での横流しといふものは極めて微々たるものであらうと思ひます。して見ますと、微々たるものを対象として今度の石炭國家管理法案が立案されたやうに考へられるのです。そこで私は極めて微々たる一炭鉱、極く少数の炭鉱が横流しを、例えばしたとしたのに対して、全日本の炭鉱を対象として、或いは三年の懲役に達するといつたやうな強権を發動されるということとは、恐らく眞面目に経営をして來た炭鉱の人達が、断じて承服のできないことであらうと、こう考へます。政府は管理法案によつて、若し石炭長官、或いは所管大臣、局長の命令に従わなかつた場合に、三年以下の懲役に処するといふ強権を、炭鉱経営者に發動するといひますけれども、然らば労働者の中にサボるものがないでしようか。私は甚だ遺憾でありますけれども、今日まで幾回か炭鉱の坑内下つて見ますと、先刻申上げたやうに、働らく者と働かない者とは、四対一乃至は五対一の能率だと申上げましたが、この同じ体格を持つていながら、五分の一しか能率を上げないというならば、

を持つ技術者であつたことは間違いない

いろいろな機械の使い方操作について、四

のような事実からして、最も働く者は五

その家に押入つていながら、押入つ

の同じ体格を持つていながら、五分の

これは眞面目に働らくけれども能率が
挙げられないのだと、一口に言えるか、
私はかような事実は明らかにサボをや
つておるものと言わなければならん
と思ひます。併しながらこれをよしん
ばサボはしないといひたしても、坑
内の職場では甚だしいに至つては、
職場を離れて登壇をしておるような者
も見受けた事実があつたのでありま
す。かような労働者の中にサボがある
にも拘わらず、一方的に経営者に三年
以下の懲役という強権の発動をしなが
ら、労働階級に対する何らの処罰をし
ないといふことは片手落ち甚だしいと
こう申上げたいと思ひます。私は決し
て経営者を処罰するならば、労働者も
処罰せよとは決して申上げません。こ
こをいつも水谷商工大臣が口を開けば
申されます、政府、経営者三位一体で
やらなければならんと言われる水谷商
工大臣のその精神によつて、強権の発
動をすることなく、民主的な運営に
おいて民主的な自治的運営におい
て、労働組合の健全化を図り、経営の
健全化を図つて、政府はよき指導者と
なつて行くならば、石炭の増産は決し
て不可能ではなからうかと考える一人
であります。

要さなければできないものであること
は明らかであります。少くとも炭鉱の
経営者乃至は管理人が自分の信念に基
いて、そうして計画した立案に對し
て、一局長乃至は一長官によつてこれ
が変更を命ぜられた場合、その変更を
命ぜられてそれに従わなければ三年以
下の懲役だといふ言われましますから、恐
らくそれに従うてありましよう。それ
に従うてありましようけれども、かよ
うな結果事実がどうなるかといふこと
は申上げるまでもなからうと思ひま
す。信念を以てこそ渾身を打込んだ
努力が現われるでありましようけれど
も、かような結果に陥つたならば、恐
らく魂の抜けた能率の著らない経営方
針に陥るであらうことは申すまでもな
いところであらうと存じます。かよう
に端的に挙げて見ますならば、今申上
げましたように石炭の増産に役立つと
ころか、減産に役立つことのみであり
ます。そこで政府はこの法案の中に
も、資材を斡旋する、資金を十分に與
えるために立案したといふことであり
ますけれども、然らば今日まで政府が
完全に自分のできる範囲において仕事
をして来たかどうかといふことを考え
なければなりません。この石炭非常増
産対策案綱というものを現内閣は発表
いたしました。この條項の中に労働組
合の健全化といふ條文が一つ謳つてあ
ります。この労働組合の健全化といふ
問題に對して、先般炭鉱業者から、そ
れはどういう方法でどういふ目的なん
だといふお尋ねがあつたところが、そ
れに對して米澤労働大臣は出版物その
他によつて健全なる発達を指導するの
だといふお答えでありました。然らば
現在米澤労働大臣は出版物について勞

働者の労働組合の健全化を図ると申さ
れましたが、然らば現在出版界がど
うでありましよう。出版物が現在如何
であるかと申しますと、一つの電氣
事業に對して三ヶ月、一期三ヶ月にな
つておりますけれども、その三ヶ月一
期に割当てられた紙は三万五千ポンド
あります。併しながら石炭が今日かよ
うに重要視されて喧傳されてゐるにも
拘わらず、本年の四・六期の三ヶ月に
は千三百ポンドしか石炭といふものに
對しての紙の割当はしてありません。
尙ほ七・九期に亘つて五百
ポンドしかなかつたわけでありま
す。かような現状に、現在然らば用紙の割
当はどういふような工合になつてゐる
かと言へば、内閣に直屬してゐるわけ
であります。内閣に用紙割当事務局を
直屬せしめてゐる。現内閣は口に石炭
の増産を唱へながら、石炭に関する文
書の不足してゐる今日でさえ、尙一期
に、三ヶ月に對して五百ポンドしか紙
の割当をしないといふ現実において、
現内閣が如何なる約束をしようとも、
私たちは現内閣の言うことを到底信ず
ることはできないのであります。かよ
うに考へて参りますと、私たちは本法
案はどうも首肯することができないとい
ふことをも見出さなければなりません
。又水谷商工大臣は口に政府、経営
者、労働者の三位一体を強調されまし
たけれども、現在の炭鉱國家管理法案
は、経営者に向つて経営者の喉首に匕
首を擧げて置きながら、尙三者協力し
てやろうじやないかといふような矛盾
を織してゐることを見逃すわけには行
きません。極端な例でありますけれ
ども、水谷商工大臣の仰しやることな
さることは、強盗がピストルを持つて

よその家に押入つていながら、押入つ
た家の主人と仲良くしようじやないか
といふのと何ら違ふところが無いと思
ひます。私はかような見地において本
法案に反對の意見を明確に表明する者で
ありますけれども、併しながら現在の
ままで、炭鉱業がそのままでよろしい
とは決して申上げません。先刻も申上
げましたように、四十二万の労働者諸
君を科学的に指導することによつて高
度の能率を發揮したならば、それが
経営者の利益の對象となることだけは
避けなければならんと思ひます。さよ
うな意味合において最初に申上げまし
たように政府は石炭炭業に對して資材
資金の面で十分援助を與へるであらう
ことはいうまでもありませんので、政
府の援助と労働階級の能率の向上によ
つて石炭の増産が實現されるならば、
その石炭増産によつて挙げた利益が、
経営者の壟斷するところとなることは
大いに戒めなければなりません。こ
で、政府はいつなんときでも炭鉱の内
容と、経営内容を監査し監督すること
のできる規定を設けることによつて、
目前の石炭増産には事足りると考へて
おります。どうか委員各位もかような
私共の見解を十分御斟酌願つて、この
重要法案の審議に万遺憾なきを期せら
れんことを、賢明なる委員各位に謹ん
でお願ひ申しまして私の説明を終りた
いと思ひます。昨十六日、本日続けて
熱心に御聴取下さいました委員各位
に、重ねて厚く敬意を表するものであ
ります。

○委員長(稻垣平太郎君) これにて全
公述人の公述を終りましたわけであり
ますが、質問の御通告は私の手許に
参つておりませんが、どなたか御質問
の御希望ありますれば……ございま
せんければ、これを以て当參議院にお
きまする鉱工業委員公聴会を終了いた
したいと存じます。本日の公述人の方
方には、いろいろ遠いところからおい
でを願つた方もございまして、御有益
なるお話を承り、我々の審査の上に
貴重な参考と相成りました次第であ
ります。厚くお礼を申上げる次第で
あります。有難うございました。これ
で本日の公聴会を閉会いたします。
午後一時十四分散会
出席者は左の通り。
委員長 稻垣平太郎君
理事 下條 恭兵君
小林 英三君
中川 以良君
委員 大島農夫雄君
荒井 八郎君
大屋 晋三君
堀 末治君
入交 太蔵君
楠見 義男君
小宮山常吉君
宿谷 榮一君
玉置吉之助君
田村 文吉君
藤井 丙午君
細川 嘉六君
公述人 佐野秀之助君
伊藤 榮一君
川浪守三郎君
平岡 達明君
田中 卓二君
林 迪廣君
久保山雄三君

第十二部 紙工業委員會會議錄第十四号 昭和二十二年十月十八日 〔參議院〕

昭和二十三年三月十日印刷

昭和二十三年三月十一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

第十二部